

# 放送大学学園の業務運営計画

平成16年5月27日

平成21年3月19日一部改正  
(平成21年4月1日施行)

放送大学学園

## 目 次

【基本指針】	1
【基本的目標】	1
【業務運営計画の期間】	1
I 教育研究等の質的向上に関する事項	2
1. 教育機能の充実強化	2
2. 研究機能の充実強化	2
3. 教育体制・教育内容等の改善	2
4. ICT活用教育の推進	3
5. 大学運営の意思決定の迅速化	3
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項	3
1. 組織運営の改善及び効率化	3
2. 業務運営の改善及び効率化	3
3. 放送のデジタル化対応及び番組制作システムの改善	5
III 財務内容の改善及び合理化に関する事項	5
1. 自己収入の確保等	5
2. 経費の縮減	5
3. 自己収入割合の改善	6
IV 施設・設備の改善及び効率化に関する事項	6
V 自己点検・評価等及び情報の提供に関する事項	6
1. 自己点検・評価等	6
2. 情報提供等	7
VI その他の事項	7
1. 教職員の意識改革等	7
2. 監査機能の強化	7
3. 同窓会との連携の強化	7

### 【基本指針】

放送大学学園の設置形態が、特殊法人から新しい放送大学学園法に基づく特別な学校法人に移行したことにより、自主性・自律性が向上し、民間的な発想に基づく経営手法の活用による効率的な運営が求められることとなった。

このことを踏まえ、本学園は、国民の広範で多様な学習ニーズによりきめ細かに対応し生涯学習・遠隔高等教育・教養教育の中核的機関としての放送大学の役割を十分に果たしていくため、以下の観点に留意しつつ、この改革の理念を活かした業務運営を推進することとする。

なお、この業務運営計画は、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

1. 国民・学習者の視点に立った事業の展開　――事業の活性化
2. 自己収入の確保とコスト意識の昂揚　――運営の効率化
3. 業務運営の適正・迅速な推進　――運営の迅速化
4. 学習者に対するサービスの充実向上　――サービスの向上
5. 情報公開の推進　――運営の透明性

### 【基本的目標】

1. 情報化と国際化の急激な進展による知の変容とその多様化を踏まえ、社会人・職業人等広範な国民に大学教育を受ける機会を提供する生涯学習の中核的機関としての役割を果たす。
2. 放送メディアの高度化等を踏まえ、大学教育のための放送の普及発達を図るとともに、放送及び放送を補完するメディアを有効かつ柔軟に活用した遠隔高等教育の中核的機関としての役割を果たす。
3. 現代社会の市民として生活するための総合的な知を豊かに活性化できるよう、21世紀における教養教育のモデルを提供することにより、教養教育の中核的機関としての役割を果たす。
4. 放送等を用いた遠隔高等教育機関として、生涯学習の知見を可能な限り内外に発信し、生涯学習の発展に寄与する。
5. 学習センターを中心とした国民の身近な生涯学習環境の整備を図るなど、放送大学の学習基盤を充実する。
6. 自主的・自律的な大学運営に努めるとともに、自己収入の確保・コスト意識の昂揚を図るなど、一層効率的、合理的に経営を推進する。

### 【業務運営計画の期間】

この業務運営計画の期間は、平成15年10月から平成22年3月までとする。

## I 教育研究等の質的向上に関する事項

### 1. 教育機能の充実強化

- (1) 社会の多様な方面で活躍することができる高度の能力と豊かな学識を有する人材を養成するため、大学院文化科学研究科に博士課程を創設する。
- (2) 修士選科生の制度を創設するとともに、修士科目生等に対する指導方法を工夫する。
- (3) 学習センターの機能を充実させるため、面接授業等に係る各学習センターの自主性の向上、学生指導体制の充実を図る。
- (4) 単位互換協定校のニーズを踏まえつつ、単位互換制度や単位認定のあり方等を見直し、単位互換制度の実効性の向上を図る。
- (5) 国際的なニーズに応じて、放送教材の外国語版の作成等について検討する。

### 2. 研究機能の充実強化

- (1) 次のような研究主題に関する研究を推進する。
  - ・ 新しい教養教育のカリキュラム
  - ・ 放送メディア等を用いた遠隔高等教育の技法・効果の検証と新たなメディアの有効な活用方法
  - ・ デジタル媒体を使った教材のデザイン等の技法
  - ・ 大学教育レベルの生涯学習モデル
- (2) (1)の研究主題担当の研究者または研究グループに対する研究費等の重点配分を行う。
- (3) 研究成果の発信を積極的に行う。
- (4) 他の大学・研究所等との共同研究を積極的に推進する。

### 3. 教育体制・教育内容等の改善

#### (1) 教育体制の改善

大学教育の改革を推進するため、教養学部の3コース・6専攻については、学習者のニーズや学問領域等の観点から再編を図る。

#### (2) 教育内容等の改善

- ア 現行の科目分類（「共通科目」「専門科目」）を卒業要件を勘案しつつ見直す。
- イ 科目の「分野」を見直し、「必要不可欠な科目」、「補完的な科目」、「時限的に必要な科目」とする等、重複と欠落を避ける科目編成とするほか、修士課程のカリキュラムの改善を図る。
- ウ 社会人・職業人の再教育又は各種の資格取得に資する科目（リフレッシュ教育科目）の整備を図る。
- エ 学習者の学習意欲の向上を支援するため、一定の授業科目を履修した者に対する認定証の交付を図る。
- オ 単位認定試験の難易度の適正化を図る。
  
- カ 放送教材・印刷教材の標準化・作成の迅速化を図るため、教学・教務部・制

作部連携によるサポート体制を構築する。

キ 印刷教材の作成に関して、外部の編集者等との連携が円滑に図られるよう、適切な連絡体制を整備する。

#### 4. ICT活用教育の推進

ICT活用教育の導入支援、ICT活用による教育の質向上支援、国際連携・国際標準化の推進等により、ICT活用教育の推進に努める。

また、総合研究大学院大学との連携を図り、同大学文化科学研究科メディア社会専攻に現に在籍する大学院生の指導を通じて、この分野における人材育成に協力する。

#### 5. 大学運営の意思決定の迅速化

- (1) 学長補佐制度の効果的運用等を通じ、機動的かつ効率的な大学運営を推進する。
- (2) 大学の意思決定の迅速化を図るため、小委員会方式を専門委員会方式に再編・整備する。
- (3) 大学の意思決定情報の迅速な共有化を図るため、各種会議の配付資料及び議事録等を教職員がネットワーク上で閲覧できるようにする。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1. 組織運営の改善及び効率化

- (1) 事務組織の再編成の趣旨を踏まえた業務の推進及び人員の再配置
  - ア 学園の経営企画、経営分析、業績評価等を推進する。
  - イ 教務事務の一元化による業務の効率化を推進する。
  - ウ 新しいメディアへの積極的な対応を図る。
  - エ 本部・学習センターの事務事業の性格や事務量等を勘案しつつ、教職員の適正配置を行う。
  - オ 広報活動の充実強化を図る。
- (2) 人事・給与システムの改善
  - ア 人事システムについては、国立大学法人等や国、地方公共団体等との人事交流による人材確保を基本としつつ、業務運営の継続性の向上が図られるよう工夫する。広報、情報処理システム、経営分析、資金運用等専門性が求められる特定の分野については、必要に応じ派遣又は嘱託職員等有期契約職員の活用を図るとともに、限られた人的資源を有効に活用するため、必要に応じスタッフ制を導入する。
  - イ 役員及び教職員の給与体系や給与水準については、前記の人事交流システムとの関係に留意しつつ、国家公務員給与制度の改革の動向（平成18年度実施予定）や独立行政法人、国立大学法人及び他の学校法人の給与水準等の動向を勘案の上検討を行う。

### 2. 業務運営の改善及び効率化

(1) 事務事業の簡素化・迅速化

ア 事務処理権限の明確化と文書処理期間の短縮化を図るため、専決制度の拡大等を行う。

イ 本部、学習センター、学生、講師間の連絡・通知等については、インターネット（電子メール）等を積極的に活用し、迅速化・効率化を図る。

ウ 契約事務の一層の簡素化、迅速化を図る。

(2) 学習センターの運営の効率化等

ア 学習センターにおける事務事業の機動的な対応が可能となるよう、事務体制やチェック体制を勘案の上、学習サービスや契約に係る権限をできる限り本部から学習センターに委譲する。

イ 南関東学習センターの面接授業の企画立案及び出願受付の事務については、他の学習センターと同様の取扱いとすることについて検討する。その際、各専攻の協力教員体制の整備についても検討する。

ウ 面接授業については、学習ニーズやコスト等を考慮して科目開設の適否を検討するとともに、学生の学習理解を深めるための支援教材の作成等授業方法の改善や、開講の時期・場所の柔軟化を図る。

エ 各学習センターが、当該地域のコンソーシアム等を通じた国公立大学の連携協力活動に参加し、積極的に役割を果たすとともに、地方公共団体等とも連携協力し、地域の生涯学習の推進を図るよう努める。

(3) 学習相談・助言体制等の改善

ア 受講希望者や学生等からの相談、苦情等に適切に対応するとともに、関係者に確実に連絡し、迅速に処理できる仕組みを整備する。

イ 学生の学習支援のため、費用対効果の観点を踏まえつつ、図書情報サービスの全国的な平準化を図る。

ウ 卒業後就職等を希望する者に対して適切な進路相談等を行えるよう、進路情報提供システムの整備を図る。

(4) ITの活用

ア 学習効果を一層高める上から、インターネット・DVD等の放送による教育を補完するメディアの活用を図る。

イ IT（情報通信技術）化の動向に適切に対応するため、経営・教学からなる検討会議において、総合的なメディア戦略の策定を図る。

(5) 広報活動システムの強化

広報活動をより一層強化するため、次のような施策を推進する。

ア 広報関係専門委員会の活性化を図る。

イ 告知番組の企画に関する教学の理解及び協力が十分に得られるよう工夫する。

ウ 学習者等の視点に立ってホームページを刷新する。

エ テレビコマーシャル・広報資料等のデザインを刷新する。

オ 学習者のニーズを踏まえつつ、授業科目群の案内を行うなど、開設科目の授業内容に関する広報・宣伝を積極的に行う。

### 3. 放送のデジタル化対応及び番組制作システムの改善

- (1) 国の政策である放送のデジタル化に適切に対応するため、地上テレビ放送については、政府の放送普及基本計画を踏まえ、平成18年12月を目途にデジタル放送を開始する。
- (2) 放送番組制作のデジタル化を促進する。
- (3) 放送番組の制作におけるメディア表現方法を工夫する。
- (4) 放送教材の一律4年放送の原則を見直し、授業科目の内容により放送期間の弾力化（延長又は短縮）を図る。
- (5) 著作権の事前処理を徹底し、インターネット・DVD等へのメディアへの的確な対応を図るため、著作権処理体制の強化を図る。
- (6) 聴覚障害者の学習に配慮するため、字幕放送の充実を図る。

## III 財務内容の改善及び合理化に関する事項

### 1. 自己収入の確保等

- (1) 自己収入の確保
  - ア 学生数については、学習者のニーズを踏まえつつ、既存の授業科目の改善、新たなりフレッシュ教育科目の開設を図ることや広報対象の開拓などを通じ、この業務運営計画の期間中に現在の約10万人から約12万人に拡大するよう努める。
  - イ 学生納付金については、広く国民に開かれた生涯学習の中核的機関としての放送大学の役割、通信教育を行う他の私立大学との均衡、自己収入確保への見通し等を踏まえつつ、適正な水準となるように設定する。
- (2) 資産の効果的運用等
  - ア 夏季又は冬季の集中放送授業期間における放送枠をリフレッシュ教育科目のための放送枠として活用を図る。
  - イ 放送教材やその素材などの映像資料及び印刷教材の保存の制度化を図るとともに、その有効活用を図る。
- (3) 外部研究資金の拡充  
科学研究費、受託研究費、奨学寄付金（寄附講座を含む。）等の一層の確保に努める。

### 2. 経費の縮減

- (1) 管理的経費の抑制
  - ア 事務事業の見直しなどにより、業務運営の効率化を図り、管理的経費の抑制に努める。
  - イ 事務の迅速化、経費の節減、費用対効果の向上等の見地を踏まえつつ、必要に応じ外部委託の活用を図る。
  - ウ 紙資源の節減のため、会議運営や事務処理の方法を見直し、ペーパーレス化

を促進する。

(2) 事業的経費等の効率化

ア 履修登録者が少数の放送授業科目や面接授業科目については、いわゆるコア科目等との関連に留意しつつ精選を図る。

イ 特別講義の開設の精選を図るとともに、国民のニーズの高いテーマを設定する。

ウ 印刷教材・放送教材・面接授業・学習相談等に携わる客員教員や非常勤講師の役割を見直すとともに、その効率的な配置を図る。

(3) 効率化の目標

事務事業の見直しや効率化を進め、この業務運営計画の期間中に、新規に追加される業務、拡充業務分及び施設整備費等を除き、平成15年度事業費を基準として、概ね5%の業務経費の効率化を図る。

### 3. 自己収入割合の改善

自己収入の確保や経費の縮減により、この業務運営計画の期間中に収入に占める自己収入の割合が概ね5割となるよう努める。

## IV 施設・設備の改善及び効率化に関する事項

(1) 学習センターの整備

次の観点を考慮しつつ、各学習センター等の計画的・効率的な整備を推進する。

ア 学習センターについては、学生数の規模等に応じて、合築方式または借用方式により整備する。

イ サテライトスペースについては、学生確保の見通し（500人以上）や学習センターとの距離関係等を勘案して整備する。

ウ 再視聴設備については、学生数、設置スペース及び利用状況等を勘案して増減を図る。

エ 事務職員については、学生数及び業務量に応じて再配置を行う。

オ 客員教員については、全科履修生の規模に応じて再配置を行う。

カ 全国の学習センターのブロック割については、8ブロック制から6ブロック制に再編を図る。

キ 学生数や施設規模等を考慮しつつ、学習センター外視聴施設の制度化を図る。

(2) 整備手法の多様化

地方公共団体等との連携協力事業を推進する。

## V 自己点検・評価等及び情報の提供に関する事項

### 1. 自己点検・評価等

(1) 学校教育法に基づく自己点検・評価及び第三者評価を実施し、その結果を公表する。

- (2) 印刷教材及び放送教材の充実を図るため、学生による授業評価や一般視聴者等によるモニタリング制度を導入する。

## 2. 情報提供等

- (1) 学習への動機付け、効率的・効果的な学習等の見地から、放送授業及び面接授業のシラバスの内容の充実を図る。その際、科目のねらいと内容のほか、履修に際しての留意事項等を明確にする。また、「授業科目履修例」をホームページに掲載する。
- (2) 専任教員等の経歴及び研究概要等を印刷物やホームページ等で公開する。

## VI その他の事項

### 1. 教職員の意識改革等

- (1) 教職員に対し、日常業務の処理におけるコスト意識の昂揚、学生へのサービスの向上等の趣旨の徹底を図る。
- (2) 企業セミナー等への派遣、民間人講師の活用等による職員の研修の強化を図る。
- (3) 新採用教員に対する研修など、ファカルティ・ディベロップメント（教育内容・方法についての組織的な研究・研修）を実施する。
- (4) 教職員の学生募集活動への積極的な参加を図る。

### 2. 監査機能の強化

決算処理期間の短縮と公認会計士又は監査法人による会計監査に適切に対応するため、監査機能の充実を図る。

### 3. 同窓会との連携の強化

学習センターごとの同窓会の組織化を推進するとともに、放送大学の運営への協力の観点から連携を強化する。